

一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領新旧対照表

改正前	改正後
<p>一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年1月22日制定：市長決裁 <u>平成28年10月26日改正：市長決裁</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第131条の2の規定に基づき工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象契約)</p> <p>第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する工事等の請負契約とする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、次の方法により算出する額とする。<u>ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</u></p> <p>(1) 予定価格の算出の基礎となった次のアからエに掲げる額の合計額</p> <p>ア 直接工事費の額に<u>10分の9.5</u>を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 工事の性質上前号の規定により難いものについては、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定める割合</p>	<p>一関市工事請負契約に係る最低制限価格事務取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年1月22日制定：市長決裁 <u>平成28年10月26日改正：市長決裁</u> <u>平成29年3月23日改正：市長決裁</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この要領は、一関市財務規則（平成17年一関市規則第51号）第131条の2の規定に基づき工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象契約)</p> <p>第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する工事等の請負契約とする。</p> <p>(最低制限価格の算出方法)</p> <p>第3 最低制限価格は、次の方法により算出する額とする。<u>ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。</u></p> <p>(1) 予定価格の算出の基礎となった次のアからエに掲げる額の合計額</p> <p>ア 直接工事費の額に<u>10分の9.7</u>を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 工事の性質上前号の規定により難いものについては、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で定める割合</p>

改正前	改正後
<p>を<u>予定価格</u>に乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p><u>附 則（平成28年10月26日改正）</u></p> <p><u>この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</u></p>	<p>を<u>予定価格</u>に乗じて得た額とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成22年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</p> <p><u>附 則（平成29年3月23日改正）</u></p> <p><u>この要領は、平成29年4月1日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から適用する。</u></p>